

相続専用定期預金（期間限定商品）

一関信用金庫
令和6年4月1日現在

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> 相続専用定期預金 募集期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 相続人であることが確認できる個人の方に限ります 相続手続き完了後1年以内であることが確認できること 相続を受けられた当金庫のご預金および他金融機関のご預金をお預けいただける方 相続により受けられた不動産や株式等の換金代金もお預けいただけます 相続により取得した金額の範囲内に限ります
3. 預入 (1) 預金種類 (2) 期間	<ul style="list-style-type: none"> スーパー定期預金または大口定期預金(自動継続方式) 1年、2年、3年、5年(満期日にスーパー定期預金または大口定期預金に自動継続します)
4. 預入 (1) 預入金額 (2) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 新規預入1口100万円以上 1円単位
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して払戻します
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 店頭表示金利に1年もの0.02%、2年もの0.03%、3年もの0.05%、5年もの0.05%上乗せ ご契約日のスーパー定期預金または大口定期預金の店頭表示金利を適用します 自動継続後の金利は、継続日のスーパー定期または大口定期店頭表示金利を適用します 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> お利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります
8. 手数料	—
9. 付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 適格の方はマル優の取扱いができます
10. 中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> スーパー定期預金を満期日前に解約する場合は、(別表1)の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を精算します 大口定期預金を満期日前に解約する場合は、(別表2)の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を精算します
11. 金利情報の入 手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利は店頭備え付けのデジタルサイネージ・当金庫ホームページ金利のご案内をご覧くださいまたは窓口にお問い合わせください
12. 苦情処理措 置・紛争解決 措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部署(9時～17時、電話:0191-23-6111)にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部署または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部署または全国しんきん相談所にお問い合わせください</p>
13. その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 預金保険制度の付保対象預金です、定期預金や利息の付く普通預金などは1金融機関につき預金者1人当たり、元本1千万円までとその利息が保護されます(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。詳しくは金融機関の窓口にお問い合わせください)

自由金利型定期預金（M型）の中途解約利率表（別表1）

（愛称）預入金額300万円未満…スーパー定期S型

（愛称）預入金額300万円以上…スーパー定期M型

預入期間	[定型方式] 1年	[定型方式] 2年	[定型方式] 3年	[定型方式] 5年
6か月未満	解約日の普通預金利率	解約日の 普通預金利率	解約日の 普通預金利率	解約日の 普通預金利率
6か月以上 1年未満		約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×30%
1年以上 1年6か月未満		約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×40%
1年6か月以上 2年未満		約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×50%
2年以上 2年6か月未満			約定利率×70%	約定利率×60%
2年6か月以上 3年未満			約定利率×80%	約定利率×70%
3年以上 4年未満				約定利率×80%
4年以上 5年未満				約定利率×90%

（注）小数点第4位以下切捨て

自由金利型定期預金の中途解約利率表（別表2）

（愛称）大口定期

- (1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合
次の(2)の方式による利率（小数点第4位以下切捨て）と解約日の普通預金利率のうち、いずれか低い利率
- (2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合
次のAおよびBの算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率。
ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。

A. 約定利率 - 約定利率×30%

B. 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

（注）基準利率とは、解約日に解約する預金の元金を満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率です。